

「裁判員経験者の意見交換会」議事要録

1 日 時 平成30年10月11日（木）午後2時30分から午後4時
55分まで

2 場 所 静岡地方裁判所浜松支部裁判員候補者待機室（5階）

3 参加者等

司 会 三 角 比 呂（静岡地方裁判所長）

裁判官 山 田 直 之（静岡地方裁判所浜松支部刑事部部総括判事）

検察官 遠 藤 伸 子（静岡地方検察庁浜松支部検事）

弁護士 杉 尾 健太郎（静岡県弁護士会浜松支部所属）

裁判員等経験者1番 50代・女性・公務員

裁判員等経験者2番 50代・男性・会社員

裁判員等経験者3番 20代・男性・会社員

裁判員等経験者4番 60代・女性・会社員

裁判員等経験者5番 50代・男性・会社員

浜松司法記者クラブ記者 7人

4 議事要旨

司会者

それでは、お待ちしております。ただいまから、裁判員経験者の意見交換会を始めます。私は静岡地方裁判所の所長をしております三角でございます。本日の司会を務めさせていただきます。

裁判員経験者の皆様にはお忙しい中御参加をいただき、誠にありがとうございます。

さて、裁判員制度は施行から既に9年が経過して、10年目を迎えております。これまでのところ、国民の皆様方を含む、関係者の御努力、御協力によりまして、裁判員制度はおおむね安定した運用が積み重ね

られていると思いますが、なお課題も残っておりますし、継続的に見直しをしていく必要があるというふうに考えておるところです。そこで、実際に裁判員裁判を経験された皆様から、裁判員を務められての率直な御意見や御感想をお伺いして、我々法律家、裁判官、検察官、弁護士が今後も裁判員制度の更なる運用改善に努めていく必要があると思っています。また、裁判員経験者の方々の生の声を国民の皆さんにお伝えをして、裁判員裁判についての具体的なイメージを持っていただくことも重要であると考えておりました。今回の意見交換会を実施させていただくということにしておるところでございます。そのような次第でございますので、裁判員裁判に対する遠慮のない率直な御意見と御感想をお伺いできればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最初に全員から一言、自己紹介をお願いすることにしたいと思えます。順番は、裁判員経験者、裁判官、検察官、弁護士の順でお願いいたします。裁判員経験者の方は、担当した事件の罪名、自白・否認の別、審理期間、何日かかったということを御紹介いただければと思います。

それでは、1番の方からお願いいたします。

1番

私の経験したのは、強盗致傷、銃砲刀剣類所持等取締法違反です。それから、自白・否認の別としては自白事件で、審理期間は4日間でした。

2番

経験者2番です。担当した事件の罪名はわいせつ略取、監禁、集団強姦致傷、自白・否認の別は自白事件です。審理期間は6日間でした。

3番

経験者3番です。担当した事件の罪名は殺人。自白と否認の別は否認

事件。審理期間は9日間でした。

4番

4番ですけれども、3番の方と同じく、罪名は殺人、自白・否認の別は否認事件、審理期間は9日間です。

5番

5番です。事件の罪名は殺人です。自白・否認の別としては否認の事件です。審理期間は9日間でした。

司会者

3番から5番の方は同じ事件の御担当ということですね。

裁判官

ここ浜松支部の刑事部で裁判長を務めております山田と申します。今日、今回来られた1番さんから5番さんまでの事件について、全て裁判長を務めさせていただきました。今回は、裁判員が終わった後、また少し時間を置いた上で、裁判員経験者の方の貴重な御意見を聞ける機会だと思って非常に楽しみにしております。どうぞよろしくお願いいたします。

検察官

はい。静岡地方検察庁浜松支部で検事をしております遠藤伸子と申します。私は、2番さん、3番さん、4番さん、5番さんの事件の公判を担当しておりました。本日は、裁判員の方のお話をお伺いできるということで、大変貴重な経験をすることができ、ありがたく思っております。よろしくお願いいたします。

弁護士

静岡県弁護士会刑事弁護センター委員の弁護士の杉尾と申します。3番、4番、5番の方が担当された殺人事件の弁護人をさせていただきました。特に、弁護人は弁護士会において、裁判員裁判の組織的な教育

という点で非常に遅れている部分があるというふうに自覚しております。そういう意味では、裁判員の方々の御意見を伺ってなお一層、一層といたしますか、これから分かりやすい弁護活動ができるように、御意見を参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

司会者

それでは、まず裁判員を経験されての全般的な感想をお聞かせいただければと思います。裁判員を経験した前後での裁判の見方や物の見方の変化等というようなお話でも結構です。全般的な感想ということで、まず1番の方からお願いしたいと思います。よろしく願いします。

1番

おととしの11月、候補者になったという、まず連絡を受けたときには、率直に言って、自分が何十年も生きて中で、この裁判員というのは全く経験のないことだし、仕事とも全く無関係のことで、とても初めは嫌でしょうがなかったです。実際に裁判員になって、裁判の内容をいろいろ見たり、評議していく中で、反対にこれは自分とはかけ離れた世界であって、経験できないことを経験させていただいているという感じで、また知識が一つ増えた感じで、やってすごく、自分にとってみて、それは一つの教養になっていたということで、いい経験ができて良かったと思っています。本当に、またできればもう一回でも何回でもやりたいという気持ちが、今、本当はあります。以上です。

2番

去年選ばれて、通知が来て、裁判員裁判の裁判員をするということに対しては、「ああ、選ばれたんだな」と、嫌とかそういうのはなくて、選ばれて、最終的に選ばれれば義務だからやらなければいけない。やっ

てみた感想はやはり1番の方と一緒に、非日常的なことで、経験できないようなことを経験できたということで、かなり自分のためになるというか、物の考え方とか、非日常ですので、被告の方とかの話とか、そういうのが、一つの教養になる、そういうふうな感想を持ちました。やった後で、裁判の見方の変化とか、そういうのは特にはないんですけども、やってみた感想としては、やはりやった事件からいくと、一般の人が罪を重く見るような内容だなと思って、やってみて、ああ、やっぱり民意が裁判にも反映できるんだなというのが、やってみた感想で思いました。

3番

僕も去年の11月に裁判員候補者に選ばれて、そこからこの裁判に選ばれたんですけど、選ばれてまず思ったのが、自分は何も法律の知識はないし、ましてやそんなニュースとかもあんまり見てこなかった方だったので、正直嫌だなと、分からないことだらけなんだろうなという感想です。そこから、実際に裁判に参加させていただいて、いろんな方々の意見を聞いて、やはり1番、2番さんと同じように、自分の教養になることが多かったかなと感じています。また、裁判員を終えてから、周りにいろいろ聞かれることもあるんですけども、やっぱり最初って、皆さん、裁判員だと面倒くさいというか、嫌なことが多いというイメージを持たれていると、まあ僕の周りももちろん持っている方が多いんですけども、そういう人たちに対しても、大変なものではあるけれども、そんな嫌なものとは思わないのかなと。逆に、いろんな見方が変わったり、他の裁判員の方のニュース等もよく見るようになりましたし、そういった意味では、非常に裁判員制度というものがその国民の意見を反映できる制度なのかなと思えるようになりました。

4番

同じく、まさか選ばれると思っていなかったもので、来てからも、自分の頭の中には、そういうことも入ってなかったですし、実際来ても、これだけの人数がいるんだからという中で、最終的に選ばれて、そういう場に立たされて、いろんな人の意見とかを聞くようになって、勉強にはなりましたし、人の心理というのを、事細かく弁護士の方とか、検事の方とか、裁判長の方が非常に、私たちの場合は否認ということで、加害者の方があまりにもしやべらなかつたという中で、どうしてああいうことをしてしまったんだろうかということ、みんなで審理していくのか、そういう場を与えられたというのか、与えていただいて、いろんな年代の方、いろんな人たちと、いろんなことを話げできたというのは、大変に自分の人生の中でこういうことというのは、まずないことなので、いい経験ができたなということです。あと、新聞記事を読んで、やっぱり言葉の一言一言が、ああ、あの場でこういう言葉が出てたなというのを、改めて同じ、よく読み返すことができるようになったということと、被害者の立場とかその親族の方の心理というのは、こういう席にいないと計り知れないというのか、計り知れているかどうかは分からないんですけども、その場において、いろんな方の意見を聞くことによって、今までは単純に新聞を読んでいただけで、「ああ、こういう事件なんだ、かわいそうだな」というふうに思っただけだったことが、「ああ、あの場においてこうだったんだろうか、ああだったんだろうか」ということを、その後は少し、自分の中で考えるようになったということが、本当に貴重な体験だったなと思います。だから、やはり選ばれたら、一人でも多くの方にこういう体験してもらおうというのは大切なことかなというのが、今、感じております。

5 番

皆さんと同じく、こういった裁判員に選ばれるということはないと

思っていたのですけれども、いざ選ばれてみて、まず裁判所というところに対して、敷居が高いとか、近寄りがたいとか、そういうイメージがあったもんですから、まずここに来るまでが非常に気が重かったです。ただ、実際にここに来て、そういう経験をしてみますと、裁判所の方とか裁判官の方とか、非常に分かりやすく、自分たちのような素人にもある程度、問題なくやれるような、そういう環境を整えていただいているので、そういう意味では裁判所に対するイメージが非常に変わったなど、経験だったなと思っています。

ただ、実際に、いい経験だったなと思うんですけれども、やっぱり一人一人の将来に関することを決定することですから、そういう点に関しては、本当に自分のような者が、いいの悪いの言っているんだろうかという、そういう葛藤が非常にありまして、もう一回やりたいかという、私としてはちょっと厳しいなというのがあります。ただ、いろんな方に経験してもらうのは非常にいいことだと思いますので、こういった制度、こういうことがありますよということは、周りの人に伝えていきたいなとは思いました。

司会者

ありがとうございました。

それでは、次に伺いたいのは、まずは審理について伺えればと思います。法廷で立ち会っておりますときに、まず全体的な手続の流れというものが理解できたのか。冒頭に、検察官、弁護人が冒頭陳述という形で主張した上で証拠調べという手続に入っていたと思いますけれども、そういった手続の流れというものが理解できたかどうかについて、お話を伺えればと思います。

では、1番の方からよろしくお願いたします。

1番

検察側と弁護人の方の冒頭陳述等ですが、とても分かりやすくてよかったです。ただ結構な量があったので、それを全部頭に入れなきゃいけない、それでなおかつ、私としては全部メモを一生懸命取っていたつもりなんです。やはりメモを取り忘れたことがあったりすることもある。結構な資料を挙げられて、やっぱりそれを集中して全部を聞くという、ちょっと負担なところもあったんですが、でもそれをやらなければ評議できないということがあって、資料的にはとても分かりやすくてよかったと思います。

2 番

まず全体的な流れというか、最初の陳述等を聞いて、その後の証拠調べでこういうステップでやるんだということを聞いたときに、ちょっと、最初の陳述等もよく聞いてたんですけども、審理のステップを最初の方で聞いた方がより、陳述を聞くときに、こういう点、こういう点というのをもうちょっとよく見れたのかなというところがありました。全体的に流れとしては、こうやり方は分かったんですけども、ちょっと私の担当した事件が、加害者が2名いて、それぞれの言い分が違って、6日間でやって、それを聞いて、どっちが正しいというところで、まず証拠等の内容も、まあ自白ですので、その自白の信憑性というのを見たときに、ちょっと証拠等を聞いて、時間的な部分で、ちょっと足早だったのかなとか、分かりにくいとか、時間が足らなかったというところがちょっと感想としてあります。

3 番

全体的な手続の流れというのは分かりはしたんですけども、やはり検察の方と弁護士の方は、こちらに分かりやすくということで、大変分かりやすい資料だったり、話の内容だったとは思いますが、やはりその他の方々の冒頭陳述はやはり専門的な言葉が多くて、これっ

てどういうことなんだろうというのがあったので、もうちょっとそこを分かりやすく説明していただけたら、もうちょっとその後の評議についても内容は変わったのかなというのが率直な感想です。

4 番

全く同じで、もう書く間もなく、書くのについていけずという。ただ、検察官の方とか、弁護人の方とかいう方の説明とかというのは、もうすごい流れよくというか、すごいよく分かりやすくなんですけども、検視官の方とかいろんな方が出てきて、医療用語ですよ、私たちが初めて聞くような用語とか、いろんなことが出てくると、そちらの方に頭が行ってしまって、書くという、書くのも難しくという中で、というのが何日かあったので、それでどっぷり疲れてしまったというのは、実際のところあります。ただ、戻ってきて、また裁判長とか、いろんな方がちゃんと細かく説明してくれる、書かなくてもいいよと言ってくれたんですけども、やっぱり書いておかないと、あとで評議するのに、やっぱり評議できなかつたというのが、振り返ってみて、ある程度のメモは必要だったかなというのが、今、思うところです。

5 番

全体的な手続ということでは、非常にブロック分けされていて、まあこれをやって、これをやってということ、一個一個は分かりやすいなと思いました。ただ、皆さんと同じく、時間がちょっと短いというか、流れが早いので、それに十分についていけるかというのが、最初の二日、三日はもういっぱいいっぱい、もう本当に聞いたことをメモに取ったりとか、そういったことを必死に頭に詰め込むのが精いっぱい、もう少ししたら、少し流れについていく、多少乗れているかなというのはあったんですけども、前半がいきなり来週、審理ですよとなって、ちょっとその辺の何か練習ではないですけども、何かそういうのが

あると、もうちょっといいなとは思いました。以上です。

司会者

ありがとうございました。今、お話の中にも出てきましたけれども、まさに当事者である検察官、弁護人の主張、立証というものが分かりやすかったかどうか。どういう点について分かりやすく、どういう点についてもう少し工夫が必要なのかということについて、少し詳しく聞いてまいりたいと思います。

今、お話にも出てきましたけれども、冒頭陳述ですとか、それから検察官、弁護人の論告弁論。検察官と弁護人が一番最後に意見として述べたと思いますが、そういった当事者の主張の点について、伺いたいと思います。この点が分かりやすかったかどうか。配られた書面なんかもあったと思うんですが、こういった書面なんかも分かりやすかったかどうかというあたりを、ちょっと個別に少しピックアップして伺えればと思います。

では、5番の方、この辺の分かりやすさについてはどうであったかという点については、いかがでしょうか。

5番

正直、提出された書類等は、前半ははっきり、読んでもピンと来ないというか、突然、殺人事件の証拠だったりとか何とかというのを見て、ちょっと精神的にちょっとびっくりするようなどころがありますので、あまり頭に入って来れなくて。ただ、検察の方とか、弁護士の方、いろんな話をしていくうちに、やっとなつかめるのかなというのがありまして、やっぱり全体の趣旨をつかむまでに、確かに受け手の方がちょっと立ち遅れてしまうようなどころがあったのではないかなとは、私は思っているんですけども。ただ、説明としては、比較的分かりやすくしていただいたと思っています。

4 番

皆さんそうだと思うんですけども、初めてのことで、これがそうだよと言われればそんなもんかという認識しかないので、経緯と結果がこう出ている、こうして最終的には殺してしまったんだよという、何ていうんですかね、羅列というのかという読み方、捉え方でしかできないですし、こういうものだと思って提出されるので、見せられるので、こういうものなのかなという。ただ、この合間、合間に自分で、じゃあその方の心理状態をつかまなければいけないのか、何でこうなったのかなというの、自分たちでやっていくことなのかなという、ただ単純に明確に結果が打ち出されているのかなという捉え方しかしてなかったもので、これが分かりやすいんですか、分かりにくいんですかと言われても、これしか見たことがないので、何とも言えないんですけども、説明されることとか、説明の仕方とかというのは、やっぱり難しい言葉ではあるんですけども、順番に流れに沿ってやってくださるので分かりやすかったです。

3 番

僕も最初、お二方と同じように、やはり最初にこの資料を見せられたときには、ああ、こういうものなのかという戸惑いもあり、もうここに書いてあることしか分からないので、この判決って、こういうものなのかなとしか思わなかったんですけども。やはり、その流れというのか、審理を重ねていく中で分かってきたことなので、資料としては分かりやすかったのかなと思います。また、この中に難しい言葉がたくさんありましたけれども、検察官の方、弁護人の方々は、その言葉の説明を一個一個してくださったので、そこは非常に理解しやすかったのかなと思いました。

2 番

まあ説明というか、私の担当した事件ですと、自白ですので、まず自白と、あとは加害者が若い方で、弁護の方も本人たちが幾らか反省して、刑がどれくらい軽くなるというような論点で弁護士の方も説明していただいたと思います。その説明もあって、あと2名いて、2名の話の内容が違う。で、私の感想なんですけれども、本人たちがどれだけ反省しているかというのを見るのに、話の内容が違うので、どちらが正しいか、どれだけ本人が反省しているかというのが、ちょっと見るのに、本人たちの話だけだと、それが主になって、検察側の方もちゃんとというか、こちらが判断できる証拠がちょっと少なかったのかなと。自白で認めてたから、その部分で、ここの部分は割愛。だから、検察側も最初から犯人を決めて行って、ずっと証拠を並べて行って、この人が、この人が犯人だという、初め分からなくて、1年、2年ぐらい捜査をして行って、この人が犯人だというのを突き止めて行って、そういう積み重ねのちゃんとした物的な証拠があると思うんですけれども、そういうところが自白で、あと量刑のところが何か主な部分になって、その本人たちが本当に反省しているかというところを、こっちが見る部分でのちゃんとした証拠の部分がちょっと少なかったかなという点に分かりにくいというのがあったような気がします。ちょっとまとまらないので、すいません。

司会者

いや、結構です。

1 番

1年ちょっと前のことなんですけど、被告人が私にとって初めて会う方なんですけども、検察側とか弁護人の方の証拠調べ、その人の生い立ちから全てが今に至るまでの事細かな説明で、それでこの人を判断しなきゃいけないと思ったら、その内容はやはりすごい分かりやすいも

のであって、これが裁判には必要だということがよく分かりました。内容を読んでいっても、自分がこの人に同情しちゃいけないんだけど、これによって、私たちはこの人をこういう量刑にして、こういう裁判だからという、本当にしみじみと感じた裁判員制度であるための内容で、よく分かったと思います。

司会者

今、お話の中に証拠調べの話が出てきたと思います。証拠調べには、捜査段階で作成された供述調書等、書類を読むという証拠調べと、それから実際に被告人ですとか、証人ですとか、そういった人の話を直接聞く証拠調べとがありますが、それぞれについて、それが分かりやすかったか、頭に入りやすいものであったのか、ポイントは絞って聞かれていたんだらうかと、こういったあたりのところについて、話を進めていきたいと思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

5番の方からよろしいですか。

5番

証拠について、物であったり、書面であったり、何点か見せていただいたりしたんですけども、専門的なところで、やはり知識がないので、分かりにくいというか、ついていけないところがありましたけれども、それでも随分と分かりやすく、証拠、実際の物であったりというのを見せていただいて、自分としてはある程度は分かりやすかったのかなとは思いますが。ただ、全般的には法医学の先生とかも話されてたような専門用語に関しては、もうちょっと厳しいのかなというのはありました。

4番

私たちがやった事件というのは、あくまでもロープで首を絞められてしまって、実際にそのロープもそこにあってという事件だったので、

証拠とかっていうのはもう一目瞭然ですし、分かりやすいといえどもうそこに物もあってということもはっきり分かっていることなんですけども、さっき言った、専門医の先生たちの言葉回しが難しいというのは、素人では本当に全然分からないという、初めて聞く言葉というのがたくさん出てきたというはあるんですけども、ただ、証人として出てくる方とかで、きょうだいの方とか、いろんな方たちというのは、やっぱり気持ちが入ってしまうので、その人たちの意見というのが、やっぱりしっかり聞かなければいけないのかな、どういう気持ちでというのがあるんですけども、先生方のははっきりとして、「こうです、こうです、こうです」という形でしっかり言ってくださるので、内容的にはよく実際のところ分かってないというので言えば、分かってないとは思うんですけども、結果的にしたら分かりやすかったなというか、実際絞め殺されてしまったんだとか、何分か何とか何とかというのを専門用語の中で言われて、最後、結果がこうですというのが、「ああ、はい」という感じでという、私たちはもうそれを見て、「はい」と言うしかないくらいの結果だったので、それは分かりやすいという、はい、結果的には分かりやすかった。

3番

そうですね、証人尋問は、やっぱり専門家の先生の話というのが、専門的な部分を多く話されてたように僕は感じたので、やはりついていくのに必死で、「あれっ、さっき言ってたのってどういうことだったっけ」と思うところが多々あって、結果的にちょっと分かりにくかったのかなって思っています。書類等は、非常にこちら側に分かりやすく作られていると僕は感じられました。

2番

証拠、自白の分かりやすさでいくと、私が担当した事件ですと、集団

強姦致傷、拉致監禁ということで、若い人の3人が女性一人を拉致監禁した、そのうちの2名の方の裁判ということで、若い方に聞くので、やはり自白はしているんですけども、自分の罪が軽くなりたい、まあ、そういう感じに受け取ったんですけども、弁護の方も主じゃなくて、いかに反省しているかという陳述で、若い方がいるので、自分に都合のいいように言って、実際の検察の客観的な証拠からすると、大分離れた感じの部分もというので、聞いている方としては、それが正しいの、どっちがいいのというのをちょっと考えるので悩んだ。そういう点でいくと、他の方とちょっと違うのかなと。

で、二人いると、どちらも自分が主じゃないという主張をするので、話が二人で食い違ってしまう。そういう点がどこが正しいというのをもうちょっと検察側の方で、何かそういう物的とか証拠、こちらが判断できる証拠があればよかったかなというふうな感じを受けました。どちらかという、片方の人は完全な証拠としてあるんですけども、もう片方の人は本人が否認すると、完全な証拠というのは、検察側が示したのでは、今回の事件ではちょっと弱かったのかなというのが1点思いました。

1 番

私の経験した事件については、前の方が言っているほど難しくはなかったように思います。例えば、自白もしているし、この方は最終的には謝罪もして被害弁償もしているし、本来真面目であろうということで、それに関わる書類が大分、証拠書類が出てきて、もう本当に悪いことをしてしまっているけれども、本来の悪人ではないような、もう、それさえ伺えるような証拠書類とか出てきていて、とても証拠といっても、この人がここまでに至ってしまった経緯という、本当に見てから、読んでから分かるような証拠で、この方は悪いことをしてしまったけ

ど、この方の生い立ちがこうであるから、こういうふうな経路があったからこうなってしまった、じゃあこの人の量刑はこうだというのがもう分かるような証拠だったので、とてもよかったと思います。

司会者

今回の証拠の中には、写真や絵といったものもあったかと思います。つまり、被害者の方がけがをしたり亡くなられてしまっている事件では、こういった被害者の方のけがの部分ですとか、御遺体の状況を示す写真や絵、こういったものが証拠として提出された、あるいはされる場合もあると思います。こういったものについて、御経験された方がいらっしゃいましたら、まずそれを御覧になられてどう思われたかということを感じとして伺えればと思います。

裁判官

3番さんから5番さんまでは御覧になっています。

司会者

そうしましたら、その3名の方に、そういった証拠についての御感想を伺えたらと思います。

3番

写真とかを見た率直な感想としては、もちろんあんまりいい気持ちではないのかなというのは、率直な感想です。ですが、今回は絞殺ということですので、どういう絞められ方をしたのかなとかというのを判断する材料にはなると思いますし、そういった証拠もこちら側に最大限に配慮していただいているような形だったのかなと思うので、必要な証拠だと、ただやっぱり裁判員としてランダムに選ばれていると思うので、中にはちょっとそういった写真というのは厳しいというか、見たくないと思われる方も多いのではないかなというような感じです。

4番

写真は実際のところ見たくないというか、はっきり言って見たくないですけども、今回、言われたように、絞殺なので、首の傷だけですよ。ただ、違う方法で、例えば殺害されたりという場合に、切られた、何とかしたと言ったら、その傷の深さが、多さが、って、ちょっと分からないんですけども、そういったのはやっぱり証拠写真としては絶対必要ではあるし、見なければいけないかなとは思うんですけども、反対に私たちもランダムで選ばれてしまって、やっぱり見るに耐えがたいという方はいると思うんですね。ただ、そういう何か、選ばれてからこの事件ですよと言われましたよね、多分。裁判員に選ばれてから、あなたたちの裁判はこういうものをしてもらいますよというのを言われたと思うんですけども、その辺が難しいかなという。証拠写真とか証拠というのは絶対必要で、やっぱり見せるべきで、選ばれたら見なきゃいけない、本当に量刑を決めたりもしますので、絶対に見なければいけないものであるというのは、頭でもすごくよく分かってますし、自分の中では、すごい頑丈な神経をしているしと思っているので、そのぐらい見せられてもどうこうなるということはないんですけども、実際は見たくないし、ロープなんかもその場にあると、「あっ」となってしまうしと思うんですけども、これが本当に切られたようなとか、遺体がもっとひどく損傷していたりするとどうなんだろう。でも、実際は絶対必要だしというときに、ちょっと違う方に行っちゃいますけれども、選ぶ裁判員のところに行っちゃいますね。証拠写真は絶対に必要だと思います。

司会者

事前に言ってもらえたらというお話ですか。

4 番

そうですね。選ぶときに、どうなんですかね。こういう事件ですよ

と言ったら、じゃあ私は嫌ですとなっちゃうと思うんですね。実際そうですね。例えば簡単だったら、じゃあ選ばれてもいいわと思うけども、変な話なんですけれども、主婦であり母親であり嫁でありとかだったら、極端なことを言うと、幼い子をいたずら目的でやって殺しちゃったとかなんて言ったら、もうそれを聞いただけで頭にきっちゃうし、絶対許せない、「じゃあ、おまえも同じことやられて死ねよ」と思っちゃうぐらいなんですね。でも、写真というのは、やっぱりじゃあ、こんなことされて殺されちゃったんだよというのは、やっぱり見なきゃいけないべきものかなと思うんですけども、見せられたこっち側のという、そういうのが難しいかなという。

裁判官

すいません、おそらく、選ばれる前、要するにここの大会議室で選任の手續というのをされたと思うんですけど、そのときも一応事案の概要として、犯人が、被告人が被害者の方の首を絞めて殺した殺人の事件なんですよぐらいの情報は、多分皆様には一応お配りはしているはずではあるんです。まあ、そのとき、そんなの見て頭に入らなかったよとはおっしゃるかもしれませんが。ただ、それ以上に、多分こういう証拠が出てきますよとか、こういう話ですよという具体的な話についてはその場ではせずに、選ばれた後に、確かにさせていただいていますので、そういう意味で、やっぱりその段階、選ばれるときにはまだそこまでのものということとは分からないまま選ばれてしまって、「ああ、これだけのやつなんだ」というふうに思われたというのは、確かにそういうところはあったかなと思います。一言だけ弁解させてもらいました。

司会者

では、5番の方、いかがでしょう。

5番

皆さんとほぼ同じような意見ですけれども、やはり写真等は証拠として提示するのは必要であると思いますので、それを提出する、示すということは問題ないと思うんだけど、あとは今ちょっと話にあったように、事前に分かるのかどうか、そういったところが一番争点になると思うんです。じゃあ、こういう写真が出るから私はやりたくないんだとか、そういう話になってしまうと、なかなかこの制度を運用するに当たって大変な負担になると思いますので、ちょっとどうしたらいいかは言えないんですけども、そういったところをもうちょっと何かやりようがあれば、改善していくように、そういうふうをお願いしたいなと思います。

司会者

今のことについて他の方は、いかがですか。

1 番

裁判員裁判というのが、結局、写真をもう見せられるというものだと私は思っていたので、たまたま今度は強盗致傷で、銃刀法違反というのが、頭の中で例えば考えるよりも、現物をリアルに見せられる方が、「ああ、本当にこれをやったんだ」「こういうふうに行ったんだ」というように考えると思うんですよね。例えば、あの人がただけがをしたよ、切ったよとかっていうよりも、その現場の写真を見た方が、やはりそれなりの考え方ができてくると思うので、やっぱりどうしても必要なことだと思うし、私はこれが当然だと思って今回も参加していたので、別に違和感もないし、今後もこれがあつた方が実際にこの人の量刑をどのくらいにするんだということを、真面目にちゃんと考えられるんじゃないかなと思いました。

裁判官

その事件では、けがした状況の手の写真というのが出てきたという

ことですね。

1 番

手の写真と、包丁 1 本とナイフ 2 本と、その全てナイフを見たところで、ああ、やはりナイフといっても、うちにいろんなナイフがあるけれども、包丁といっても、やっぱり現物の包丁を見ると、こんなので刺されたらやっぱり人はどういうふうに思うかとか、そういうふうに感じ方が、頭の中で考えるよりも、その現物を見た方が、やっぱりまたちよっと考え方が変わってくるかなという思いもありました。

司会者

それでは、続きまして、評議についてです。評議では、皆さん方、意見を言っていたと思います。まずは自由な雰囲気の中で、御自分の意見を十分に述べることができたかどうか。また、最終的な結論というものが、裁判官も含めた意見交換の中で導き出されたと思うんですが、その過程が充実して納得できるものであったかどうかについて伺えればと思います。1 番の方、よろしくお願いいたします。

1 番

はい。まず、評議とはどういうものかという言葉は分からなかったのですが、簡単に言うと、初めて会う人とそんな簡単にできるかなと思ったんですが、裁判長の山田さんの進め方、例えば学校であったら、授業をととても上手にやる教師のように、とても分かりやすく進めてくれたので、そこへもって、自分がこんな意見を言えるかなと、それが本当は一番心配だったのですが、何か意見を言わせてくれるような持っていき方をしてくれたので、いろんなこと一つ一つ、何とか法というやり方があるよと教えてくれたんですが、やはり進め方がとても上手だったので、自分も普段、「ああ、自分ってこんな簡単に意見が言えるんだ」という、また別の自分を発見することができました。なので、多分山田

さんの進め方がとても上手で、皆さんそのときに、「この人、言えるのかな」という人も結構言っていたので、多分、評議というのは、こんな簡単にできるんだということを感じました。

2 番

評議の雰囲気ですけれども、やはり 1 番の方と同じで、山田裁判長の話の仕方、話の持っていき方、進め方で、かなりいい雰囲気で言いたいことが言えたというふうに思います。評議時間の長さは、6 日間でやるのであればあのペースかなというところがあって、まあそう考えると、加害者が二人いて意見が分かれていたのを思うと、ちょっと時間的にかなり、切羽詰まったじゃないですけど、短い、もうちょっとあった方が分かりやすかったのかなというところがあります。おおむね、参加した裁判員の方に裁判官の方が配慮して、かなりいい雰囲気で進めていただいたというふうな感想を持っています。

3 番

僕も皆さんと同じで、評議の雰囲気は、やはり山田さんの進め方がうまいというのはありますけれども、非常に皆さん言いたいことが言えてたのかなというのが率直な感想です。それでまた、評議時間の長さについても、僕は今回、被告人の方も全然しゃべらないという中で、一個一個まとめていくというのが結構大変だったんですけれども、そういった意味でも、時間としては適切だったのかなというふうに思っています。

4 番

同じくで、裁判長とか裁判官の方たちが、やっぱり初めて集まる私たちの場を和ませてくれながらの進め方だったので、すごく重苦しい中にも穏やかに進んでいったし、道をそれそうになると上手に戻してくれたりとかってしてくれもするし、その持っていき方に関してはもう、

やっぱり素人さんをちゃんと線路の上へ運んでくださっているという形ですごい分かりやすかったですし、最終的な結論まで持つていくまでの間の運び方としては、私たちが順番に、順番に、順番にという形で意見を持つていけるようにちゃんとやってくれましたし、10分間の休憩の間も和ませてくれたりとか、だからそういう意味では、山田さんしか知らないのですが、他の裁判長がどうかというと、それは全然分からないんですけども、こういう方たちが一緒になってやってくれるのであれば大丈夫かなと思いました。で、時間としては、私たちもうこれ以上長いと疲れてしまうことの方が、私たちちょっと長かったので、疲れてしまうことの方が多くなってしまっているので、やっぱり適宜な時間の中でうまく持つていけるようにちゃんと誘導してくれててよかったと思っています。

5 番

評議の雰囲気としましては、私たちの裁判員の男女、年齢も何となく、ちょっと男性陣は若手が多かったんですけど、何となく年齢とか分かれていて、果たしてこのメンバーで話がどうまとめられるのかなというのが、最初は正直、みんな言いたいことは言えるのかなというのはありましたけれども、裁判長の配慮で、いろいろざくばらんに話をさせいただいたので、そういう意味では、こういった制度でいろんな男女年齢を問わず意見を反映させるというのはできるのかなという思いはありました。

ただ、あとちょっと、自分自身の反省というか、どうしても被告人を、事件は否認していたものですから、本当は悪気があったんだろうという、裁いてやろうという、変な方向にちょっと行ってしまうところが、多分中にはそういう人もいたのかなと思いますので、そこで冷静な評議、検察官の提出したもの、それから弁護士さんが言っている

こと、冷静にどっちが正しいとか、どれを取るべきかという、そういった頭に行くまで、最初の頃は、何か黙っていて、本当は悪気があってやったんだろうと、そういう何か思いが出てしまったものですから、そういったところを皆さんの意見で修正して、こういうふうにやっていけばいいのかというのが分かったのかなと思います。ですので、評議という点については非常によかったと思います。

司会者

それでは、その次ですが、守秘義務について、お話を伺いたいと思います。守秘義務については、説明を受けて、その内容は理解していただいていると思うのですが、この守秘義務ということの必要性ですとか、負担に感じるかどうか、こういうあたりについての御意見を伺えればと思います。

1 番

私の仕事柄も守秘義務をいつも言われているので、一番大事な個人情報保護であるとか、プライバシーの保護とかいろいろ言われている時代でもあるので、守秘義務というのは、私にとってみれば当然必要であることであり、これは私は負担には全然感じないことです。

2 番

守秘義務の必要性は、やはり公にできない、そういう部分は理解して、必要性はあると思っていますし、負担ということに関しても、さほど負担には、まあ言っちゃいけないことは言わない、言っていることだけで言うと。自分から言うことはあっても、そんなSNSみたいに公にすることはないので、そういうふうなところで負担は感じません。

3 番

僕も同じで、やっぱり守秘義務というのは、日頃から社会人であれば言われることだと思うので、全然、必要であると思っていますし、それがあ

るからといって、負担に感じることはなかったです。

4 番

必要性もあると思いますし、負担に感じるかという点、年齢が年齢なので、負担にも感じないです。

5 番

同じく、守秘義務に関しては必要で、負担には特には思っていないんですけども、どちらかというと、会社に勤めているものですから、会社の上司とか、そういった人は、こういうことを人に言っているのか、部下に伝えていいのか、そういった周りが逆にちょっと気を遣ってしまって、逆に言うと、それだけこういったことに皆さん免疫がないというのか、知られていない。で、ちょっと右往左往したということはありませんでした。私としては、これとこれは言ってもいい、これはだめだ、そういったものをある程度ロジカルに説明を聞いているので、特に問題にはならないですけど、ただ、ほとんどの方はやっぱり「言っちゃだめだよ」と逆に気を遣いすぎているところもあります。

司会者

ありがとうございました。それでは、最後は、選任手続をした後、審理までの間に、例えば週末を挟んだりして、審理に入ったと思うんですが、選任されてから裁判を担当するまでの間の準備というものですが、仕事とか家庭等で何か問題が生じたのか、特に問題はなく、その当日を迎えられたのか、そのあたりのところのスケジュールの問題を最後に伺いたいと思います。3 番の方からお願いします。

3 番

スケジュールについてなんですけれども、僕の場合は、土日を挟んで、もういきなり審理という形だったので、週末に選任手続があって、会社の方はかなりばたばたしてたというのがあります。そういうのも、

やっぱり制度が始まってから9年経つといっても、会社で初めてと言われるぐらい、まだまだ人、全然皆さん経験されていないことですので、会社側もどうしていいか分からないという中で、いろいろ、いろんな方にいろんな仕事がある中で、いろんな迷惑をかけた部分が多々あったので、もう少し選任手続からの期間を取っていただけたらなというのが感想です。

裁判官

ちなみに3, 4, 5番さんの事件については、金曜日に選任をして、翌週の火曜日から平日9日間連続という形のスケジュールを組みました。

4番

会社的には問題ないというより、自分の仕事の的には問題があるんですけれども、会社的には問題はない会社にいますし、会社に勤めていますので、主婦ではあるんですけれども、別にその期間常にはいないので、そういった面ではいいんですけれども、さっき言ったように、企業の大ききさにもよるのかなと思うんですけれども、反対にあんまり空いちゃうと、選ばれてから考えてしまって、まあやめるわってなってしまうこともあるのかなというのは、ふと思います。何か、選ばれてしまって、もう来なきゃいけないって、もうここだよと言われて、本当に期間がないので来るしかないという。その中でやったので来れたんですけれども、もうちょっと時間があると病気になっちゃうかなみたいには思います。

5番

実際、選任手続をやりますよという案内が来てから1か月ぐらいあったと思うんですけど、そのときに、うちの上司の方に、ひょっとしたら、1週間、2週間、休みを取らざるを得ないという話はしておいたの

で、仕事としては問題なく、スケジュールを組み替えてもらったということがありますので、特に問題はなかったです。

2 番

スケジュール的には、やはり 5 番の方がおっしゃったとおり、1 か月ぐらい前に、何日から何日に該当する裁判で選任の手続をします。何日に選任手続をしていつからというのが事前に来るので、それを会社に報告していれば、そのように会社の方が対応してくれました。私のいる会社もそこそこですので、そういう制度的なところはちゃんとしてて、対応してくれるということですので、スケジュール的な問題はないのかなという感想です。

1 番

私の担当したのは、4 日間でしたので、3 連休明けの 4 日間でしたが、自分の仕事として、自分だけがやっている仕事なので、それを 4 日間の休みが取れても、今度仕事に行ったときにたまっていたので、ちょっときつかったんですけども、4 日間でちょうどいいぐらいで、これが 2 週間となると、仕事のきつかったです。これで仕事がもし、私が何もしてない、もう退職しちゃって、普通の家にいるだけの人だったら別にいいと思うんですが、仕事を持っている人にしてみると、何日間に関係なくやはりちょっときついなと思います。

司会者

ありがとうございました。それでは、ここでちょっと休憩を取らせていただきます。この後、検察官、弁護士から御質問いただけるかと思えますので、よろしくをお願いします。

(休憩)

司会者

それでは、再開いたします。検察官、弁護士から御質問があればお願

いしたいと思います。

検察官

はい。私の質問は2点ございます。まず、1点につきましては、3番さん、4番さん、5番さんのところで、専門家の証人尋問がございました。専門家の証人尋問を実際御経験されて、こういうふうになれば分かりやすく理解することができたというような改善点があれば教えていただきたい。これがまず1点でございます。

もう1点は、先ほど審理、手続の流れが理解できたかどうかというテーマの中で、2番さんが、足早だった、1番さんの方で、量が多かった、つまり、足早、流れが早い、量が多くて理解が大変という御趣旨のお話がありました。で、どの辺が特に早い、多いと感じたのかというところを具体的に教えていただけたらと思います。以上の2点です。

司会者

はい、ありがとうございます。そうしましたら、まず最初の専門家の証人尋問について、こうすれば分かりやすくなったのではないかというような御指摘がありますかという点について、3番、4番、5番の方のお話を伺えればと思います。

3番

はい。専門家の先生方のお話のところは、最初なかなか説明が難しいので、検察の方、弁護士の方々の質問される事項をまとめて、それに対する回答を書いてあったり、レジュメみたいなのをいただいた上で進行されていった方が、もう少し分かりやすいのかなと思います。

4番

分かりやすいかと言われたら、言葉も難しいという、先ほどから何回も言ってますけれども、言葉が難しくって、それが頭に入ってくるのがあっていうのがあるんですけども、精神科医の先生でしたか、あの方に

してみたら、あの方の存在自体が立派過ぎちゃって、何を言っても、「ああ、なるほど」っていう。だから、私たち凡人にとってみると、そこにいる方の立ち居振る舞いですよ。そういったものがそのままずっと入ってきちゃうというのがいいのか悪いのかという、その分かりやすいとか分かりにくいとかじゃなく、もうあの先生に対しては、もうあの先生の言うとおりに受け止めてしまった私たちが、多分、私たち何人かはそういうふうに、戻って評議したときに、あの先生が言うんならみたいな感覚のところがあったので、そういったのを、何て言って表現していいか分からないんですけども、ただ分かりやすさって言ったら、順を追って説明してくれてるので流れとしては分かりやすい、言葉が難しいということです。

5 番

専門家の法医学の先生であったり、心理学の先生、いろいろ分かりやすく説明はしていただいたんですけども、もしできるのであれば、例えば私が経験した事件では、首を絞めて、そのときには血流が止まって、何かたまるとかできるという、そういった説明があったんですけども、何か絵みたいなのが、図があって、とにかく首を絞めたら、ここにこうなりますよという、ちょっとした文章でもつけて絵があれば、「ああ、こうやったらこうなるんだ」、これがひどいから絞め方が強かったんだよとか弱かったんだよとか、そういったので、殺意があったの、ないとかいう、もう少し何ていうんですかね、絵的に全て提示がもうちょっと分かるんじゃないかなという気はしました。精神科の先生の話ですと、ちょっとそういうのができるのかどうか分からないですけども、こういう病気の段階があって、こうなりますよとか、やっぱりそういったのを何かこう、もうちょっと素人に分かるような、この人はこれだけ精神が病んでいるから刑は軽いんですよというような、何

かそういう何か表みたいなものがあるともう少しいのかなとは思いました。単純に言葉だけですと、ちょっと頭に入りきらないなというのはありました。もしその辺提示いただければもうちょっとよかったかなと思います。

検察官

参考になりました。ありがとうございます。

司会者

それでは、次のところですが、その手続の流れのところ、足早だとするとどのあたりか、量が多いとするとどういう点かという点について、いかがでしょうか。

2番

足早に感じたというのは、時間配分とかそういうのは普通の流れだと思っんですけども、弁護士の方も大変だったと思っんですけど、若い二人で、検察の多分自白した内容とその場の話が、本人たちも言ってて何か変わってきているのかというところで、本人たちの話というのが、私の考えでいくと、自白しているので、だから本人たちがどれだけ反省しているかというので、本人たちの話が何か変わってきているし、一貫性のない部分がある、で、検察の話と違っている、けれども罪は一応認めているというところがあって、私はその本人たちの話を聞きながら、あまりメモも取れなかったんですけども、反省してるとか、そういうのを主体に見てたんですけども、そういうのが理解が追いつくのがものすごい大変だったなど。これが二人があまり食い違いがなければ、ああいうのでもよかったかなというところがあります。その内容を踏まえて評議に入ったんですけども、やっぱり振り返ってみて違う点というのが、もうちょっと聞けばよかった、ああ、聞けばよかったというところがあったので、判決するに当たって、あの場に出てきた証拠しか

取り扱わないというところであると、もうちょっと後で評議のときにこうした方がよかったかなというところがあって、実際に考える量として多かったというところ。後で考えると、あれでやると足早に、今思うと感じてしまうというところがあります。

司会者

1 番の方は、量のことですかね、いかがでしょうか。

1 番

私の場合は、この事件を起こした方は五十ちよつとの方で、この事件を起こすまでの経緯というのが、小さなときからの生い立ちのいろいろな両親の離婚であったり、そういうものから始まって、今の生活が苦しくなって、お金がなくなって、その隣のうちの人に強盗致傷したということだったんですが、いろいろな面で全てを集中して聞いていないと、何でもこういうことをしてしまったということは分からなくなってしまうので、私は私なりに一生懸命メモしてメモして、これ、ああいけない、これ聞かなきゃいけないって、すごい集中力、普段の仕事こんなに集中してないのに、今日はすごい頭使っちゃったって、帰りに疲労感って結構あったんですが、今のこの年で集中力で聞けたからよかったけど、たとえこの5年後にもしまた裁判員になったときに、こんなにいっぱい資料をもらったときに、集中して聞いていることができるかなとか、ある面で、今回はよかったけど、資料がたくさんあるからこそこういう評議もできるというのもあるけど、反面、集中力ないと、裁判員はとてできないなという面も感じたことで、それを思いました。

検察官

どうもありがとうございました。

司会者

それでは、弁護士、弁護人の立場からいかがでしょうか。

弁護士

聞きたいこと、結構たくさんあるんですが、とりあえず、4点、まず質問させていただきたいと思うんですが、選任から公判が始まるまでの過程において、事件の情報等、例えばインターネットとか新聞等を調べられたかどうか。仮に調べたとして、ちょっと答えづらいかもしれませんが、その辺、評議に影響するようなものなのか、公判に、証拠を見たりするときに影響するようなものなのか、もし御経験があれば伺いたいと思います。それが1点。

それと、特に3番、4番、5番の方には私も弁護を担当した関係もあって、写真の使い方について聞きたいんですけども、今回の写真はロープで首を絞めたものだったわけですが、写真は御遺体の顔の部分は丸く白く抜いた写真を使いました。要するに、ロープの形状だけ分かればよいということで、そういうふうに協議してそういう写真に警察の方にしていただいたんですけども、それは十分だったと思われるのか、例えばそれよりも写真を出すならば、そのまま写真の方がかえって分かりやすいということなのか、御意見を伺えればと思います。2点目です。

3点目が、量刑のところ、5番の方が特に自分が刑を科すということに悩みがあったというようなことをおっしゃられたと思うんですが、これは今回には該当がありませんが、仮に死刑を求刑するような事件の場合、その量刑の御判断、どういうふうに考えられるかというところをお聞かせ願えればと思っております。

4点目が守秘義務でございまして、皆さん、負担になってないということのようなのですが、その一方で、皆さんあまり積極的には発信されてないというように、ちょっと私は聞いたんですけども、弁護士会としては、むしろ裁判員の経験者が、裁判員の経験者だったからこ

その経験を、守秘義務にももちろん抵触しない範囲で広く発信をしていただいて、裁判員の問題点があるならば、その問題を広く、国民の皆さんに知らしめていただきたいと思います。そういう意味では積極的に発言をしてほしいというふうに、弁護士会としては考えているんですが、その点、言っているいいことと悪いことの説明を受けているということですが、言っているいいという部分について積極的に発言されるような気持ちになるのかなのか、その辺ちょっと聞かせていただければと思います。ちょっと多いですが。

司会者

順に伺っていきたいと思います。まず、選任から実際の審理の期間までの間に、報道等あるいはその他事件情報を調べられたか。調べたとして、評議に影響したかというようなことですが、そういうところの情報を調べられたかどうかというのは、いかがでしょうか。調べたという方はいらっしゃいますか。

2番

調べたというか、多分、載ったのかな、よく分からないんですけども。

司会者

特段何か調べたということはないけれども。

2番

少しは検索したけども、それが影響したかというのはいないです。

ただ、そういうのは出てこなかったし、実際、こういう事件ですので、被害者みたいなのは、もう分かりませんし、大っぴらに何か言っているのかどうかも分かりませんから。殺人事件とかだったら、何かの殺人って、結構新聞等でも大きく出ると思うんですけど。

司会者

1番、3番、4番、5番の方は特段調べませんでしたか。そういう

ことによろしいですかね。2番の方は、ちょっとそういったものについて、検索というのはインターネットとか何かですか。

2番

そうです。

司会者

インターネットで検索してみたけど、特段出てこなかったということなので、そういった事件情報に結果的には触れなかった。こういうことですか。

2番

はい。

司会者

ということだそうです。よろしいですか。

弁護士

はい。

司会者

次に、特にその3番から5番の方の事件の写真の使い方についてのお話ですが、その被害者の方の顔については抜いた写真であったが、それで十分だったのかどうかと、ちゃんとそのままの方がよかったのかどうかという点について、少し具体的な話になりますけど、先ほども若干お話を伺いましたが、補足してあれば、では5番の方から順に。

5番

私としては、白く塗った状態で十分だったと思っています。

司会者

それで審理に必要な点は分かったと、こういうことですか。はい、分かりました。4番の方、どうでしょう。

4番

顔まで見せられてしまうと多分、帰ってから目に焼きついてしまうだろうし、顔に例えば証拠的なものがないければ顔は見せてもらわない方がいいです。

司会者

分かりました。証拠に必要なものがない限りはこの状態でよいのではないかという話ですね。では、3番の方。

3番

僕もほとんど同じで、今回は絞殺だったので首元の写真だけで、もちろん表情の苦しさとかっていうのもあるとは思いますが、こちらとしても、亡くなった方の顔を見るのは、結構きついものもあったと思いますし、また今回そういった顔ですね、表情とかはあると思うんですけど、外傷とかっていう証拠とかを見られるのであれば、そういった写真とかは、最低限必要な部分が示されたら十分ではないかなと思います。

司会者

審理に必要な最低限の部分があればそれで十分ではないかと思うということよろしいですね。

では、量刑を見る上で、死刑に関する御質問は仮定の御質問でもありましたが、分からなければ分からないということで良いのですが、何か御感想があれば伺えればと思います。量刑の悩みに関して、死刑の求刑があるような事案であったとしたら、どうだろうかと、何か思うところがあればお話をいただければと思うんですが。じゃあ、これは5番の方が量刑の悩みをお話されていまして、5番の方から、何かございましたら、どうぞ。

5番

死刑に関わるとなると、やっぱりこう、どうしていいものかというの

は、正直これはあります。冷静に検察官の証拠、それから弁護人さんのそれに対する証拠なりを突き詰めてみて、正しいと思うところで判断すれば、まあいいのではないかなと思います。本当に実際にそうなったときに、どういう心境になるのかというのは、一般の人としては、簡単に白か黒かつけられるものではないので、そういうときになってみないと何とも言えないのではないかなと思います。

司会者

ありがとうございました。他の方で、そういった観点についてはどうでしょうか。何かございますでしょうか。

2番

意見として、死刑として裁判員裁判をやっていて、量刑については裁判長とか裁判官の方で、判例から来てて、ケース・バイ・ケースだと思うんですね。事件でいうと、やっぱりかなり凶悪、重い事件になるので、一般的な感情でも本当に死刑みたいなのだったら死刑というのが、今の日本の法律上だと、それはそれでしょうがない、そういう判断を下す。だから、やっぱりケース・バイ・ケースで、冤罪かどうか分からないという、やっぱりそこは悩むと思います。ただ、今はかなり科学的にもあるもので、あとは証拠のところ、ここは裁判所の裁判官と、あと判例があるから、そこはそういうのを見極めてやれば、私としては、それでいいかなと思います。

司会者

他の方はよろしいですか。弁護士の方、よろしいですか。

弁護士

ありがとうございます。

司会者

4番目の質問で、守秘義務に関して、守秘義務に反しない範囲で経験

を発信する、この本日はそういう機会です、積極的に参加いただいているんだと思うんですが、それ以外に何かそういった場面があったときに、今後取り組むと、あるいは協力していく、あるいは自分自ら機会を作っていくとか、こういうような点について御意見があれば伺いたと思います。

1 番

職業を言っていていいですか。

裁判官

御自身がよければそれはかまわないです。

1 番

私は公務員をやっています。浜松市内の中学校に勤めているわけですが、3年生であると、今、公民でちょうど11月頃から司法の授業が始まっています。実際に去年のちょうど終わって9月中に終わって、11月の3年の授業で、裁判員裁判の司法の授業もあったので、そこで話をしてという、経験者である私が自分も手を挙げて行ったんですが、そこで最後10分ぐらい話をして、子どもたちも随分興味を持ってくれて、真面目に聞いてくれました。今回も11月にまた3年生なんですが、クラスへまた行って話をすることになっていて、私の現場では行く前は、みんなには「裁判員になったよ」だけで行ってるんですが、行ってからはどうだったということで意見を言ったりとか、「ああ、私もやりたい」という人も結構いるので、自分から情報を発信して、生徒たちにもこういうのがあるよということを、今年もまた頑張ってやっていきたいなど、そう思っています。

2 番

実際、自分がどうしたらいいか、ただ経験して、こういう場でも意見を言うというのも一つかなと思っています。ただ、積極的にという

と、どうすればいいとか。そういう場がどういうふうにあるのかというのが分からない。ただ、何か積極的につて、SNSとかっていうと、逆に言うと、また変な方を取られたりとか、公の場じゃなければ、それを自分から積極的につていうと、また一般的に炎上するとかそういうので、どういうふうにすればいいかというのは分からない、一般的に言えば分からないという形になります。ただ、場があれば、場があつて機会があれば出ていくと。ただ、仕事もありますので、それは限られてくるとは思うんですけども。そういう場があればなるべくは参加したいなというふうには思います。

3 番

僕ももちろん、場があればこういった経験があれば発信はしていきたいと思えますけれども、ただ、会社とかでも、周りから、裁判員どうだった、どういう事件だったと言つて、こういう事件なんだけどという、やっぱり中にはそれ以上もう聞きたくはないという方も多いのかなど。ましてや、僕が感じるに、結構、周りの人たちつて、裁判員にならないと思っている人が非常に多いように感じていて、聞いてもこないの、逆に発信する場もないというのも非常にあつたかなと思えます。

4 番

そうですね、聞かれれば、「やったよ」というのは言えますけど、自ら手を挙げて、同じように、言う場所もないですし、聞かれる場もないですし、恥ずかしい話ですけども、今日の意見交換会自体にしても、裁判長を挟んで何かみんな輪になつて話をするのかなつていうので、来てしまったらこんな場だつたつていう、本当にすみません。そういう人が出ていって何を話せるかと言われたら、もうおしまいになつてしまうので、そういう場があつて、例えばやった方がよかつたよ、よくな

いよ、こうだよという単純なことでしたら、やっぱり言えると思うし、深くどうのこうのと言われたら、やっぱりなかなか人それぞれの感受性とか、いろいろ考え方とかいうのがあって、やっぱりもうこれ以上は、自分はこういう事件に関わりたくないって思っちゃう方だって絶対にいらっしゃると思うし、深層心理に入り込めちゃう人もいらっしゃるだろうし、私たちの中にもいましたけれども、いろんな方がいるので、そういう場があって、こうやって集めていただければ、ピンきりのお話で、本当にいろんなちゃんとしたお話の中からとか、こんなでこうだったよって、嫌だったよとか、こうだったよ、裁判長楽しかったよとかっていう、そういうお話からというんですたら、本当にできると思うんですけども、ただ今思うことはやっぱり広く皆さんにやってもらって経験してもらった方がいいので、そういうふうな広めていく場というのか、広めていく方法があれば、そういう形で広めていった方がいいとは思いますが。

5 番

一応、会社に勤めてますので、2週間ほど休みましたので、報告ということで、総務課と直近の上司に簡単な報告書として提出しました。実際、こんなふうだったんだという感想はいただいたんですけども、やっぱりちょっと守秘義務とか、あんまり言っちゃいけないんだねという類いの考えの方が圧倒的にまだ、うちの会社も実際150人ぐらいの会社なんですけれども、ほとんどの方はそういうのは聞いてはいけないんだという雰囲気ができ上がっていますので、逆に聞かれない。報告を上げてても、あんまりそれについて問い合わせを受けることもないという風潮がまだあるのかなという。制度ができてもう9年、10年になっても、まだそういう感じなので、ちょっとやそっとじゃなかなかその雰囲気は変えられないので、何かそういったところ、守秘義務と啓

蒙活動の反するところで、どうやって自分が経験したことを伝えていいのかというのは、個人的には悩むところではあります。ただ、せっかくこういう経験をしたので、皆さんにはそういったことを伝えてはいきたいと思うので、この場にも立たせていただいたんですけれども、もう一つ何か違う手を打たないと、なかなか世の中には、積極的に知ろとか、広めようという雰囲気はなかなかないと思います。

弁護士

ありがとうございます。

司会者

それでは、最後に一言ずつ、この裁判員制度として、今後こうしてほしいというような改善に対する何か御要望があるかどうか。裁判官、検察官、弁護人に何か御要望があるかどうか。また、知っている方から、裁判員になることに相談を受けたら、どうアドバイスするかと、こういった点について、一言ずつ頂戴できればと思います。

2 番

改善すべき点というところはなく、今のままだでもいいのかなと。望むところですけども、広く一般の人ですから、いろんな人がいるものですので、やはり裁判官とか検察官とか弁護士というのは、かなりある程度教養として、それなりの職についている方からすると、広く一般ですので、レベル差があるので、理解力とかそういうのがやっぱりレベル差であるものですから、レベル差をちょっと埋める方法というのがかなり難しいとは思うんですけれども、ちょっと考えていただければなというところがあります。

これから裁判員になられる方というのは、やはりレベル差で、いろいろ裁判官の方も考えてやっていただけるので、やった方が難しくはないよということを使うという形ですね。先ほど、弁護士会の方から

啓蒙活動の話もあったんですけども、難しく考えずに広く一般からの広くいろんな意見を求めるので、何も考えずに参加して自分の意見を言えばいいというふうな形で、なられる方には言おうかなと。堅苦しく考えることはない。裁判をするって、裁かなきゃいけないというんですけども、裁判所の、裁判官の方がリードしてくれて、ちゃんと量刑とかも説明してくれるので、自分の意見を言えばいいという形で参加すればいいと。あまり重く考えなくていいよというふうなアドバイスのメッセージをしたいと思います。

1 番

制度としてというのはよく、まだ一回しか来てないことなので、裁判員制度、自分がやって、自分はよかったけど、制度としていうと、何かまだはつきり、何回もやればもっといろんな悪い点とかいい点が出てくるかなと思うので、今のところはあるかどうかということがよく分かりません。

あと、望むことというと、一般、本当に何も知らない未知の私たちが来る場なので、やはり分かりやすい証拠であり、いろんな説明でありというものを望みたいと思います。最近のテレビを見ていると、本当に裁判のテレビが本当によく多くなったなと、最近も興味を持ってそのテレビを見るようになったんですが、裁判官の立場であるテレビであったり、弁護人の「99.9」とか何かいろんな番組があるんですが、それぞれの立場での番組を見ていると、どれが本当かな、裁判官も悪い人であったりするテレビもあつたりするし、それぞれの番組によって何か立場が全部違うんですけども、それでも皆さんがそれぞれ被告人にどんな量刑を与えるのか、ちゃんとした仕事、その人たちの責任というか、それをちゃんとしてほしいということを望みたいと思います。やっぱり裁判員になられる方には、自分が何も知らないで

来たけれども、やってみるだけの価値はあるよということをやはり言
ってあげたいなと思います。

3 番

制度という部分ですと、一回しか来てないので何とも分からないん
ですけれども、制度なのか分からないですけれども、候補者になってから
の選任手続までの期間が僕の場合ですと半年以上ありましたので、忘
れかけていた部分があるので、そういったところでもうちょっと何か
連絡なり何かが必要なのかなというのは思いました。また、裁判官の
方々に望むこととしても、やっぱりそうですね、僕もそうですけど、最
初、裁判員になられる方というのは、大多数の方が、「僕たち一般人だ
けど、話なんかついていけないよ」と思われる方が多いと思うので、そ
ういったところを考慮していただいた上での裁判をお願いしたいと思
います。また、裁判員になられる方へのメッセージといたしましては、
本当に何も分からなかったけど、裁判官の方々や検察官、弁護士の方々
が大変丁寧に裁判の方を進行してくださいましたので、あんまり重く
考えないで、参加してみたいんじゃないかなと伝えたいと思います。

4 番

やはり制度としてというと、もう本当に素人なので、さっぱり分から
ないので、これはこれでいいのじゃないかということと、三者にいう
と、先ほどから言っているんですけれども、難しい言葉とか何か出てき
て、それに追いついていくのに精いっぱいになってしまう自分がいる
ので、資料的にもうちょっと見やすく分かりやすくというのか、そうい
った資料ばかりになってしまうかもしれないんですけれども、そうい
ったものが手元があれば、流れがよく分からないので、最初からそれを
作っておくことが、例えば先生方のというのが分からないんですけれ
ども、そういう難しい言葉が少しずつ出ていった表もありましたけれ

ども、流れる的にそうなる、さっき言ったように図を示してくれて、こうだよというのがあって、それを見ながら先生の何か意見を聞くとかっていうと、見ながら聞きながらというのができるのかなというのは思います。

これから裁判員になられる方へというのは、もう本当に何も考えずに来るのが一番なのかなという。そこに来てしまえば、うまくリードしてくれるので。初めて経験する自分がそこにいるし、初めて多分、極端なことを言うと犯罪さえ起こさなければそういうところに立つこともないだろうし、いる側の違いもあってですけども、そういうところに立つ、いるということ自体が本当に初めてのことなので、それはもうやっぱり一生に一度のことで経験することで、いいことも悪いことも人生の中での経験として、受け入れていけばいいのかなと思うので、本当に真っ白な状態で来れるような形の呼び掛け方をしてくれればいいのかなと思います。

5 番

制度的というか、一番最初に最高裁判所から茶封筒が来たと思うんですけども、ちょっとあれがインパクトが強いというか、できるだけ皆さんにいろいろ知ってもらって、やってほしいというところをもってきて、あの最高裁の茶封筒が非常に何か本当に重い。そこで多分、ほとんどの人が、ちょっと、えっ、こんなの来ちゃったみたいな感じになると思うので、あの辺のデザインを変えるというか、もうちょっと優しいものにしてあげたらいいんじゃないかなというのと。あと先ほど1番の方が言われたんですけども、こういう制度があるので、もう学校で何か授業の一環の一つとして説明をやるとか、あと私の、例えば会社でしたら、新人のオリエンテーションでこういったのを説明するとか、何かそういうのをやらない限りは、みんなあの最高裁の茶封筒を見て、

「えっ」て、ほとんどの方がそう思うので、何かもう少しそういうアプローチを一つやってみたら、これから10年以降、11年以降がもう少し皆さんに知ってもらって、いい制度にしていくんじゃないかなと思います。

司会者

どうもありがとうございました。進行があまりうまくなくて、予定よりも大分時間が押してしまって申し訳ございませんでした。本日は大変貴重な御意見を頂戴できて、皆さんにも積極的にいろいろ御発言いただけて、ありがたかったと思っています。以上で本日の意見交換会を終了いたします。どうもありがとうございました。

以 上